

【2021.10.8 更新】

令和3年10月8日

保護者様

京都府立大江高等学校

校長 松田 潔

新型コロナウイルス感染症に係る対応の変更について

平素は本校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染拡大防止の取組につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、京都府において発令されていた緊急事態宣言は9月30日の期限をもって解除され、全国的に新規の感染者数が減少傾向にあります。先日に10月8日（金）までの対応についてお伝えさせて

いただきましたが、感染再拡大を防ぐためにも、今後も継続的に適切な感染防止対策を徹底していく必要があります。

つきましては、10月22日（金）までの教育活動における対応を下記のとおりとします。御家庭におかれましても、引き続きの御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校教育活動の制限

(1) 次に挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、可能な限り感染症対策を行った上で、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施する。

ア 各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

イ 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

ウ 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」

エ 美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

オ 家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」

カ 保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

なお、保健体育についてはリスクの低い活動から徐々に実施する。

(2) 校外での活動については、移動時も含めて感染リスクが低いと判断できる場合に実施を可とする。ただし、京都府内のみの活動とする。

(3) 他校生との交流は実施を可とする。ただし、京都府内のみの活動とする。

(4) 宿泊を伴う教育活動は、訪問地域の感染状況や活動内容等から感染リスクが低いと判断できる場合に実施を可とする。ただし、教育課程外の活動は京都府内のみの活動とする。

(5) 部活動については、以下に該当する場合は実施可とする。

ア 参加者は自校を含め府内の2校程度まで（他府県との交流は禁止）

イ 活動場所は近隣通学圏内（段階的に府内全域まで）

ウ 公式な全国・近畿大会及びそれらに繋がる大会・発表会への参加

2 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触者等による自宅待機生徒の数などにより、学校の全部又は一部（学級単位・学年単位）を臨時休業とする場合がある。

3 感染防止対策の徹底

(1) 感染拡大防止の一層の強化

ア マスクの着用や、3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。

イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導する。

ウ 不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導する。

エ 発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校させないことを徹底する。また、同居の家族

に同様の症状がある場合には、登校をさせないことを遵守させる。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の取扱いとする。

オ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避する。

(2) 連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合は、ホームページ・お知らせメール・スタディサプリを活用する。

(3) 新型コロナワクチン接種について

ア ワクチン接種を受ける場合及び接種後の副反応による発熱等で欠席する場合は、出席停止として取り扱う。

イ 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう指導する。

4 人権上の配慮について

(1) 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底するとともに、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底する。

(2) 心理的なストレスを抱える生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、適切に対応する。

5 生徒及び御家族の感染が判明した場合等

特に次の場合は速やかに学校に連絡をお願いします。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合
- ・PCR検査を受検することになった場合
- ・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に指定された場合

※ 平日の午後5時以降及び土・日・祝日等、学校代表電話は留守番電話対応となっておりますので、確認が後日となり即時対応ができません。つきましては、留守番電話への録音と併せて学校代表メールアドレスを通じて連絡してください。

学校代表メールアドレス ooe-hs@kyoto-be.ne.jp

【2021.9.30 更新】

令和3年9月30日

保護者様

京都府立大江高等学校

校長松田潔

新型コロナウイルス感染症に係る対応の変更について

平素は本校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染拡大防止の取組につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、京都府において発令されていた緊急事態宣言が9月30日の期限をもって解除されることとなりました。全国的に新規の感染者数は減少傾向にありますが、府内では生徒間と思われる感染事例も報告されており、宣言解除後の感染再拡大を防ぐためにも、今後も気を緩めることなく、適切な感染防止対策を徹底していく必要があります。

つきましては、10月1日（金）から教育活動等の制限を順次緩和する予定ですが、10月8日（金）までについては下記のとおりとしますので連絡いたします。御家庭におかれましても、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校教育活動の制限

(1) 次に挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、可能な限り感染症対策を行った上で、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施する。

ア各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

イ理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

ウ音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」

エ美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

オ家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」

カ保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

なお、保健体育についてはリスクの低い活動から徐々に実施する。

(2) 校外での教育活動及び他校生との交流は実施しない。ただし、日常の授業で使用している近隣の施設等については校内と見なす。

(3) 宿泊を伴う教育活動は実施しない。

(4) 部活動については、以下に該当する場合は実施可とする。

ア自校生徒のみによる校内での2時間以内の活動

イ公式な全国・近畿大会及びそれらに繋がる大会・発表会への参加

2 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触者等による自宅待機生徒の数などにより、学校の全部又は一部（学級単位・学年単位）を臨時休業とする場合がある。

3 感染防止対策の徹底

(1) 感染拡大防止の一層の強化

アマスクの着用や、3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。

イ食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導する。

ウ不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導する。

エ発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校させないことを徹底する。また、同居の家族に同様の症状がある場合には、登校をさせないことを遵守させる。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の取扱いとする。

オ学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避する。

(2) 連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合は、ホームページ・お知らせメール・スタディサプリを活用する。

(3) 新型コロナワクチン接種について

アワクチン接種を受ける場合及び接種後の副反応による発熱等で欠席する場合は、出席停止として取り扱う。

イ新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう指導する。

4 人権上の配慮について

(1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種できない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底するとともに、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底する。

(2) 心理的なストレスを抱える生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、適切に対応する。

5 生徒及び御家族の感染が判明した場合等

特に次の場合は速やかに学校に連絡をお願いします。

・新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合

- ・PCR検査を受検することになった場合
- ・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に指定された場合

※ 平日の午後5時以降及び土・日・祝日等、学校代表電話は留守番電話対応となっておりますので、確認が後日となり即時対応ができません。つきましては、留守番電話への録音と併せて学校代表メールアドレスを通じて連絡してください。

学校代表メールアドレス ooe-hs@kyoto-be.ne.jp

【2021.9.24 更新】

令和3年9月24日

保護者様

京都府立大江高等学校

校長 松田潔

新型コロナウイルス感染症に係る対応の変更について

平素は本校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染拡大防止の取組につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、9月30日までの本校における対応については、9月10日にお知らせしましたが、この間、8月下旬以降、新規の陽性者数は減少傾向にあり、京都府北部においても同様の傾向があります。つきましては、こうした現在の感染状況や緊急事態措置での要請事項等を踏まえ、9月30日(木)までの教育活動等について下記のとおりとしますので連絡いたします。御家庭におかれましても、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校教育活動の制限

(1) 次に挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、可能な限り感染症対策を行った上で、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施する。

ア 各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

イ 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

ウ 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」

エ 美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

オ 家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」

カ 保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 授業以外の校内での教育活動(学校行事等の特別活動、補習、模擬試験、自習室の活用など)については、休業日を含め、感染リスクが低いと判断できる場合は実施する。

(3) 学校外の者が参加して行われる校内の活動は実施しない。ただし、外部講師による授業や講演については、感染症対策を十分に講じた上で実施する。

(4) 校外での教育活動は実施しない。ただし、日常の授業で使用している近隣の施設等については校内と見なす。

(5) 宿泊を伴う教育活動は実施しない。

(6) 部活動については、以下に該当する場合は実施可とする。

ア 自校生徒のみによる校内での2時間以内の活動

イ 公式な全国・近畿大会及びそれらに繋がる大会・発表会への参加

2 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触者等による自宅待機生徒の数などにより、学校の全部又は一部(学級単位・学年単位)を臨時休業とする場合がある。

3 感染防止対策の徹底

(1) 感染拡大防止の一層の強化

ア マスクの着用や、3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。

イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導する。

ウ 不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導する。

エ 発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校させないことを徹底する。また、同居の家族に同様の症状がある場合には、登校をさせないことを遵守させる。この場合、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の取扱いとする。

オ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を 1 m 以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避する。

(2) 連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合は、ホームページ・お知らせメール・スタディサプリを活用する。

(3) 新型コロナワクチン接種について

ア ワクチン接種を受ける場合及び接種後の副反応による発熱等で欠席する場合は、出席停止として取り扱う。

イ 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう指導する。

4 人権上の配慮について

(1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種できない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS 等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底するとともに、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底する。

(2) 心理的なストレスを抱える生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、適切に対応する。

5 生徒及び御家族の感染が判明した場合等

特に次の場合は速やかに学校に連絡をお願いします。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合
- ・PCR 検査を受検することになった場合
- ・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に指定された場合

※ 平日の午後 5 時以降及び土・日・祝日等、学校代表電話は留守番電話対応となっておりますので、確認が後日となり即時対応ができません。つきましては、留守番電話への録音と併せて学校代表メールアドレスを通じて連絡してください。

学校代表メールアドレス ooe-hs@kyoto-be.ne.jp

【2021.9.10 更新】

令和 3 年 9 月 10 日

保護者 様

京都府立大江高等学校

校長 松田 潔

緊急事態宣言の発令期間延長に伴う対応について

平素は本校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染拡大防止の取組につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、緊急事態宣言の発令期間が令和 3 年 9 月 30 日まで延長されました。

つきましては、この期間中等の教育活動等について下記のとおり連絡いたします。御家庭におかれましても、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校教育活動の制限

学校教育活動について、9 月 30 日（木）までの期間、次のとおり制限する。

(1) 授業のみ実施することとし、それ以外の活動（学校祭などの特別活動、部活動及びPTA活動等）は行わない。ただし、次の活動は感染防止対策を徹底した上で実施を可とする。

ア LHR及びSHR

イ 3年生の進路に係る説明会、補習(休業日は除く)、個別指導及び模擬試験(休業日は除く)

ウ 資格・検定試験に係る指導等、この期間に行うことがやむを得ないと判断できる指導

エ 緊急を要する指導

オ 部活動のうち以下に該当する活動

(ア) 公式な全国・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会への参加

(イ) 上記大会に参加する生徒の大会初日から4週間前からの活動（校内での2時間以内の活動に限る）

カ 学校説明会（在校生の参加は不可）

(2) 次に挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行わない。

ア 各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

イ 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

ウ 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」

エ 美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

オ 家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」

カ 保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 校外での教育活動は実施しない。ただし、日常の授業で使用している近隣の施設等については校内と見なす。

(4) 宿泊を伴う教育活動は実施しない。

2 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触者等による自宅待機生徒の数などにより、学校の全部又は一部（学級単位・学年単位）を臨時休業とする場合がある。

3 感染防止対策の徹底

(1) 感染拡大防止の一層の強化

ア マスクの着用や、3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。

イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導する。

ウ 不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導する。

エ 発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校させないことを徹底する。また、同居の家族に同様の症状がある場合には、登校をさせないことを遵守させる。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の取扱いとする。

(2) 連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合は、ホームページ・お知らせメール・スタディサプリを活用する。

(3) 新型コロナワクチン接種について

ア ワクチン接種を受ける場合及び接種後の副反応による発熱等で欠席する場合は、出席停止として取り扱う。

イ 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう指導する。

4 人権上の配慮について

(1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種できない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底

するとともに、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底する。

(2) 心理的なストレスを抱える生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、適切に対応する。

5 生徒及び御家族の感染が判明した場合等

特に次の場合は速やかに学校に連絡をお願いします。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合
- ・PCR検査を受検することになった場合
- ・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に指定された場合

※ 平日の午後5時以降及び土・日・祝日等、学校代表電話は留守番電話対応となっておりますので、確認が後日となり即時対応ができません。つきましては、留守番電話への録音と併せて学校代表メールアドレスを通じて連絡してください。

学校代表メールアドレス ooe-hs@kyoto-be.ne.jp

【2021.8.30 更新】

令和3年8月30日

保護者様

京都府立大江高等学校

校長松田潔

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が全国的に急増しており、府立学校生徒の感染者数についても8月に入り爆発的に急増している状況であります。

つきましては、本校においても、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、下記のとおり対応します。御家庭におかれましても、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校教育活動の制限

学校教育活動について、9月12日（日）までの期間、次のとおり制限する。

(1) 授業のみ実施することとし、それ以外の活動（文化祭などの特別活動、部活動、補習、PTA活動）は行わない。ただし、次の活動は感染防止対策を徹底した上で実施を可とする。

ア始業式（教室に映像を配信して実施）

イLHR及びSHR

ウ3年生の進路に係る説明会や個別指導等、この期間に行うことがやむを得ないと判断できる活動

エ緊急を要する指導

オ部活動のうち以下に該当する活動

(7) 公式な全国・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会への参加

(4) 上記大会に参加する生徒の大会初日から4週間前からの活動（校内での2週間以内の活動に限る）

(2) 次に挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行わない。

ア各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

イ理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

ウ音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」

エ美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

オ家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」

カ保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 校外での教育活動は実施しない。ただし、日常の授業で使用している近隣の施設等については校内と見なす。

(4) 宿泊を伴う教育活動は実施しない。

2 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触者等による自宅待機生徒の数などにより、学校の全部又は一部（学級単位・学年単位）を臨時休業とする場合がある。

3 感染防止対策の徹底

(1) 感染拡大防止の一層の強化

マスクの着用や、3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。

イ食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導する。

ウ不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導する。

エ発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校させないことを徹底する。また、同居の家族に同様の症状がある場合には、登校をさせないことを遵守させる。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の取扱いとする。

(2) 連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合は、ホームページ・お知らせメール・スタディサプリを活用する。

(3) 新型コロナワクチン接種について

ワクチン接種を受ける場合及び接種後の副反応による発熱等で欠席する場合は、出席停止として取り扱う。

イ新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう指導する。

4 人権上の配慮について

(1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種できない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底するとともに、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底する。

(2) 心理的なストレスを抱える生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、適切に対応する。

5 生徒及び御家族の感染が判明した場合等

特に次の場合は速やかに学校に連絡をお願いします。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合
- ・PCR検査を受検することになった場合
- ・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に指定された場合

※ 平日の午後5時以降及び土・日・祝日等、学校代表電話は留守番電話対応となっておりますので、確認が後日となり即時対応ができません。つきましては、留守番電話への録音と併せて学校代表メールアドレスを通じて連絡してください。

学校代表メールアドレス ooe-hs@kyoto-be.ne.jp

【2021.8.20 更新】

令和3年8月20日

生徒のみなさんへ

保護者様

京都府立大江高等学校

校長松田潔

8月29日（日）までの本校における教育活動について

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえ、本校におきましては下記のとおり対応することとします。御家庭におかれましても、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 8月29日(日)までの教育活動について

下記の活動を除くすべての教育活動を停止し、生徒を登校させないこととする。

・感染症対策を徹底した上で実施を可とする教育活動

- (1) 就職選考等の進路指導に係る活動(就職模擬面接、就職ガイダンス、3年進学講習)
- (2) 1学期成績不振による補習授業
- (3) 以下の条件を満たす部活動

公式な全国・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会等が4週間以内に実施されるもので、2時間以内の練習等

2 感染拡大防止に向けてのお願い

(1) 府内の感染者がこれまでにないペースで急増しております。不要不急の外出の自粛、3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用等、御家庭におかれましても感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

(2) 生徒及び御家族の感染等が判明した場合

生徒等のPCR検査等の受診や感染等が判明した場合、又は同居の家族の感染等が判明した場合は速やかに学校に連絡してください。

※ 平日の午後5時以降及び土・日・祝日等、学校代表電話は留守番電話対応となっておりますので、確認が後日となり即時対応ができません。つきましては、留守番電話への録音と併せて学校代表メールアドレスを通じて連絡してください。

学校代表メールアドレス ooe-hs@kyoto-be.ne.jp

3 その他

今後の教育活動(行事等)の変更につきましては、ホームページの掲載およびお知らせメール等で案内します。

大江高校ホームページ <http://www.kyoto-be.ne.jp/ooe-hs/>

【2021.8.3 更新】

令和3年8月3日

保護者様

京都府立大江高等学校

校長松田潔

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染者急増を受け、京都府内において令和3年8月2日(月)から8月31日(火)までを期限として「まん延防止等重点措置」が適用されました。

つきましては、本校においても、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、下記のとおり対応します。御家庭におかれましても、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校教育活動の制限

学校教育活動について、当分の間、次のとおり制限する。

(1) 感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち、次に挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は可能な限り感染症対策を行った上で、「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施する。なお、保健体育においては、原則生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動等は避ける。

(2) 宿泊を伴う教育活動

実施時期が限定され、訪問地域の感染状況や活動内容等から感染リスクが極めて低いと判断できる場合は実施を可とする。ただし、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されている府外の地域では実施しない。

なお、実施する場合は出発の2週間前から健康状態を毎日記録させ、出発時に提出させる。

(3) 部活動

ア参加者原則として自校を含め2校程度とするなど、可能な限り不特定多数の集合ではなく、管理できる人数とする。

イ活動場所原則として府内とするが、府外で活動する場合は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されている地域での活動は行わない。

ウ他府県交流緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されている地域との交流は行わない。

エ宿泊原則として府内に限り可能とするが、府外で宿泊する場合は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されている地域での宿泊は行わない。

オ大会参加制限しない。

カ留意事項等

(ア)引き続き、日々の健康観察の記録を徹底し、活動前の体調確認を行う。

(イ)活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染予防についても徹底する。

(4) その他の活動について

ア校外での教育活動（野外活動、遠足、新入生セミナーなど）は実施時期が限定され、移動時を含めて感染リスクが極めて低いと判断できる場合は実施を可とする。ただし、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されている府外の地域では実施しない。

イ学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避する。

ウ学校外の者が参加する場合は、実施時期や方法を再度検討した上で、参加者の人数や範囲を限定・把握し、感染予防対策を十分に講じて実施すること。ただし、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されている府外地域の他校生との交流は行わない。

2 感染防止対策の徹底

(2) 感染防止対策の徹底

ア3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)を繰り返し指導し、徹底する。

イ食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導する。

ウ発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理に登校させないことを徹底する。また、同居の家族に同様の症状がある場合には、登校をさせないことを遵守させる。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとる。

エ学校から保護者に一斉連絡が必要な場合は、ホームページ・お知らせメール・スタディサプリを活用する。

(2) 生徒及び御家族の感染等が判明した場合

生徒等の感染等が判明した場合は、又は同居の家族の感染等が判明した場合、速やかに学校に連絡してください。

※平日の午後5時以降及び土・日・祝日等、学校代表電話は留守番電話対応となっておりますので、確認が後日となり即時対応ができません。つきましては、留守番電話への録音と併せて学校代表メールアドレスを通じて連絡してください。

学校代表メールアドレス ooe-hs@kyoto-be.ne.jp

3 人権上の配慮について

(1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種できない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底する。

(2) 心理的なストレスを抱える生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、適切に対応する。

4 教職員の勤務等について

引き続き、教職員の職場における感染防止の取組を更に徹底する。なお、府民に対し要請されてい

る往来の自粛について教職員に徹底するとともに、体調が良くない者は休務するよう徹底するとともに、体調の確認や報告を徹底する。

【2021.7.20 更新】

令和3年7月20日

保護者様

京都府立大江高等学校

校長松田潔

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る対応等について

平素は本校の教育活動に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましても、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、明日より夏季休業期間となりますが、地域の感染状況等踏まえ、今後も継続した感染症予防対策の徹底が必要となります。

つきましては、夏季休業期間においても、下記のとおり対応いただきますよう、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 御家庭で御協力いただきたい内容について

(1) 生徒の皆さんへ

○夏季休業期間でも、生活リズムを整えて、健康的に過ごしてください。

○部活動等で学校に登校する時は、朝（登校前）の検温と健康観察をお願いします。発熱、咳等の風邪症状及び体調不良等がある場合は、決して無理をせず、自宅で休養してください。

○不要不急の外出はできるだけ避けるようにしてください。

○外出する時は、【密閉・密集・密接】を避け、マスクを着用するとともに、こまめに手洗いをしてください。

○公共交通機関利用の際は、会話を控える等「新しい生活様式」を踏まえて行動してください。

○感染者、濃厚接触者、ワクチン接種を行わない人、医療従事者及びその家族に対して差別・偏見・いじめ・SNS等による誹謗中傷を絶対に行わないでください。

また、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をしてください。

(2) 保護者の皆様へ

○新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただくとともに不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

○お子様が学校に登校するなど外出する場合は、健康観察をしていただき、風邪等の症状がある場合は決して無理をせず、自宅で休養させてください。

○夏季休業期間であっても、新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合（※）は、本校に連絡いただきますよう宜しくお願いします。

※PCR検査結果が判明した場合はもちろんですが、本人が濃厚接触者と判明した場合、本人・家族がPCR検査を受検する場合においても、必ず御報告をいただきますようよろしくお願いします。

2 その他

(1) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）または夜間や医療機関の休診、かかりつけ医がいない方は、専用窓口 [きょうと新型コロナ医療相談センター：(京都府・京都市共通) 電話 075 - 414 - 5487] へ御相談いただき、指示に従ってください。

(2) 今後の感染状況等により、予定が変更されることがありますので、学校からの連絡には十分に御留意ください。

(3) 御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。

大江高等学校への連絡

電話 0773-56-0033 学校代表メールアドレス ooc-hs@kyoto-be.ne.jp

※土日・祝日・学校業務休止日(8/10～8/16)及び17:00以降は留守電対応となっております。連絡

を要する案件につきましては、学校代表メールにも連絡をお願いします。

【2021.7.12 更新】

令和3年7月12日

保護者様

京都府立大江高等学校

校長松田潔

まん延防止等重点措置の適用の終了に伴う教育活動等について

平素は本校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染拡大防止の取組につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、まん延防止等重点措置の適用が令和3年7月11日の期限をもって終了されましたが、京都府においては、飲食店等に対して営業時間短縮が引き続き要請されていますように、感染の再拡大を抑制することが重要となっています。この状況を踏まえ、気を緩めることなく、引き続き適切な感染防止対策を徹底した上で、学校教育活動を行うこととしました。

つきましては、今後の教育活動等について下記のとおり連絡いたします。

記

1 この期間中の感染防止等を踏まえた教育活動については、次のとおりとします。

「接触」「密集」「近距離での活動」等については、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間数を絞るなどして実施する。

2 その他の活動について

学校外の方が参加して行われる校内の活動は、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染防止対策を十分に講じた上で実施する。

3 御家庭で御協力いただきたい内容について

(1) 以前にもお願いしておりますとおり、引き続きお子様が学校に登校するなど外出する場合は、健康観察の実施をお願いします。なお、生徒本人や同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合は自宅で休養させてください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合（※）は、本校に御連絡いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※PCR検査等結果が判明した場合はもちろんですが、本人が濃厚接触者と判明した場合、本人・家族がPCR検査等を受検する場合においても、必ず御報告をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

大江高等学校への連絡

電話 0773-56-0033 学校代表メールアドレス ooe-hs@kyoto-be.ne.jp

※土日・祝日及び17:00以降は留守電対応となっております。連絡を要する案件につきましては、学校代表メールにも連絡をお願いします。

4 その他

(1) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）または夜間や医療機関の休診、かかりつけ医がいない方は、専用窓口〔きょうと新型コロナ医療相談センター：（京都府・京都市共通）電話075-414-5487〕へ御相談いただき、指示に従ってください。

(2) 御不明な点等がございましたら、学校まで連絡してください。なお、京都府教育委員会のホームページに府立学校の対応についての詳細が掲載されておりますので御覧ください。

【2021.6.22 更新】

令和3年6月22日

保護者様

京都府立大江高等学校

校長松田潔

緊急事態宣言の解除に伴う教育活動等について

平素は本校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染拡大防止の取組につきまして、

御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、感染拡大防止に係る緊急事態宣言が令和3年6月20日の期限をもって解除され、まん延防止等重点措置の適用が6月21日（月）から7月11日（日）までを期限として決定されました。

つきましては、この期間中等の教育活動等について下記のとおり連絡いたします。

記

1 この期間中の感染防止等を踏まえた教育活動については、次のとおりとします。

・「接触」「密集」「近距離での活動」等については、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間数を絞るなどして実施する。

・宿泊を伴う教育活動の実施は7月3日（土）から可とする。

・部活動の制限を以下のとおり段階的に緩和

(1) 7月2日（金）まで自校生徒のみの参加とし、活動場所は校内に限る。公式大会参加以外の宿泊は禁止。公式大会への参加は可。

(2) 7月3日（土）以降自校を含め府内の2校程度までの参加とし、活動場所は府内に限る。府内に限り宿泊は可。公式大会への参加は可。

・校外での教育活動は、移動時も含めて感染のリスクが極めて低いと判断できる場合に、7月3日（土）から実施を可とする。

2 その他の活動について

・学校外の方が参加して行われる校内の活動は、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染防止対策を十分に講じた上で実施する。

・他校生との交流については、7月3日（土）から可とするが、7月11日（日）までは、府内の児童生徒に限る。

3 御家庭で御協力いただきたい内容について

(1) 以前にもお願いしておりますとおり、引き続きお子様が学校に登校するなど外出する場合は、健康観察の実施をお願いします。なお、生徒本人や同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合は自宅で休養させてください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合（※）は、本校に御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

※PCR検査等結果が判明した場合はもちろんですが、本人が濃厚接触者と判明した場合、本人・家族がPCR検査等を受検する場合においても、必ず御報告をいただきますようよろしくお願いいたします。

大江高等学校への連絡

電話 0773-56-0033 学校代表メールアドレス ooe-hs@kyoto-be.ne.jp

※土日・祝日及び17:00以降は留守電対応となっております。連絡を要する案件につきましては、学校代表メールにも連絡をお願いします。

4 その他

(1) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）または夜間や医療機関の休診、かかりつけ医がいない方は、専用窓口〔きょうと新型コロナウイルス医療相談センター：（京都府・京都市共通）電話 075 - 414 - 5487〕へ御相談いただき、指示に従ってください。

(2) 御不明な点等がございましたら、学校まで連絡してください。

【2021.5.31 更新】

令和3年5月31日

保護者様

京都府立大江高等学校

校長松田潔

緊急事態宣言の発令期間再延長に伴う教育活動等について

平素は本校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染拡大防止の取組につきまして、

御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、緊急事態宣言の発令期間がさらに令和3年6月20日迄延長されました。つきましては、この期間中等の教育活動等について下記のとおり連絡いたします。

記

1 この期間中の感染急拡大を踏まえた教育活動の制限については、引き続き次のとおりとします。

- ・「接触」「密集」「近距離での活動」等の原則禁止
- ・宿泊を伴う教育活動の原則中止
- ・部活動の制限（2時間以内、自校生徒のみ）
- ・校外での教育活動の中止

※公式な全国大会・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会等（以下、「大会等」という。）については、主催者による感染予防対策を確認の上、参加することを認めます。

2 教育活動等の変更について

今後の教育活動について変更等がある場合は、別途連絡します。

3 御家庭で御協力いただきたい内容について

(1) 以前にもお願いしておりますとおり、感染拡大が終息するまで、お子様が学校に登校するなど外出する場合は、健康観察の実施をお願いします。なお、生徒本人や同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合は自宅で休養させてください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合（※）は、本校に御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

※PCR検査等結果が判明した場合はもちろんですが、本人が濃厚接触者と判明した場合、本人・家族がPCR検査等を受検する場合においても、必ず御報告をいただきますようよろしくお願いいたします。

大江高等学校への連絡

電話 0773-56-0033 学校代表メールアドレス ooe-hs@kyoto-be.ne.jp

※土日・祝日及び17:00以降は留守電対応となっております。連絡を要する案件につきましては、学校代表メールにも連絡をお願いします。

4 その他

(1) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）または夜間や医療機関の休診、かかりつけ医がいない方は、専用窓口〔きょうと新型コロナウイルス医療相談センター：（京都府・京都市共通）電話 075 - 414 - 5487〕へ御相談いただき、指示に従ってください。

(2) 御不明な点等がございましたら、学校まで連絡してください。

【2021.4.26 更新】

緊急事態宣言発令に係る校長からのメッセージ

生徒のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症の新規感染者の急激な増加を受け、4月23日、政府は京都府に対して、緊急事態宣言を発令し、期間が令和3年4月25日（日）から5月11日（火）までとなりました。本校では、様々な機会を捉え、感染拡大の防止に向けた取組を全校体制で実施してきましたが、なお一層の取組の強化が求められます。教職員を含めマスクの着用については定着し、手洗いや消毒などが容易にできる環境も整備しました。教職員による施設・設備の消毒も継続して実施しています。しかしながら、ソーシャルディスタンスについては課題があると感じており、マスクの着用があっても一定の距離をとることが必要です。また、保健部から提案されている昼食の摂り方は守れているでしょうか。今一度、できることは何か、しなければならないことは何かを考え行動してください。

この期間中の多くはゴールデンウィークの期間と重なり、学校で生徒のみなさんや教職員が接する機会は少なくなりますが、土・日・祝日等の行動によっては感染を助長することとなりかねません、

不要不急の外出や移動は控えるようにしてください。

感染症の拡大防止は、感染源である病原体が見えないところに難しさがあります。したがって誰でも感染者や濃厚接触者になる可能性があります。また、医療従事者や社会機能の維持にあたる方もおられますし、その家族の方もおられます。偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対にしてはいけません。

今回で3回目の緊急事態宣言の発令となり、私たちの生活に様々な影響が出ています。身体のこと、経済的なこと、精神的なこと等、学校にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職の方もおられますので、遠慮せずに相談してください。

最後に、こういった時だからこそできる、自分を高める取組を見つけ実践していきましょう。やがて、新型コロナウイルス感染症が収束し、平穏な日常が取り戻せた時のために。以上です。よろしくお祈りします。

令和3年4月26日

京都府立大江高等学校

校長松田潔

【2021.4.23 更新】

令和3年4月23日

保護者の皆様

京都府教育委員会

緊急事態宣言の発令に伴う学校教育活動について

平素は、京都府の教育行政にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の新規感染者の急激な増加を受け、本日、政府において京都府に対して緊急事態宣言が発令され、期間が令和3年4月25日（日）から5月11日（火）までとなりました。

こうした状況を踏まえ、今後の学校教育活動につきまして、京都府教育委員会の考え方を皆様にお知らせいたします。

（京都府における感染拡大の状況について）

京都府内における新規感染者数は、一時期減少傾向にありましたが、3月下旬から急激な増加が続いております。また、変異種の割合が高く、小学生から大学生など若年層への感染が拡大してきている状況にあります。

一方で、この間、若年層の感染者の多くは家庭内で感染しており、学校生活を通じて感染している事例は少ない状況にあります。この4月以降、府立学校においては、校内での教育活動や校内での部活動を通じて生徒が感染した事例はありません。

（緊急事態措置の適用要請に至った経過）

府内の新規感染者数は、府民の皆様のご協力により、他府県に比べると一定抑えられている状況にありますが、関西一円で感染者数が増加していることから、人の流れを抑えることが重要であるため、大阪府、兵庫県と併せて、本府も緊急事態宣言の要請を行いました。

（この間の京都府教育委員会の対応について）

新型コロナウイルス感染症の感染状況に合わせ、京都府教育委員会においても次のような対応を行ってまいりました。

①感染急拡大を踏まえた学校教育活動の制限

（令和3年4月9日付け3教総第227号通知）

- ・「接触」「密集」「近距離での活動」等の原則禁止
- ・宿泊を伴う教育活動の原則、中止
- ・部活動の制限（2時間以内、自校生徒のみ）
- ・校外での教育活動の中止

②府内への「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえた通学等感染対策

(令和3年4月16日付け3教総第252号通知)

・時差登校や短縮授業の実施等

(今後の学校教育活動について)

学校を休業することは、単なる学習指導だけに止まらず、生活習慣や精神衛生の面からも、児童生徒の心身への影響が懸念され、また各家庭の就業などのご事情からも社会的な影響が非常に大きいと考えています。

また、今回の緊急事態宣言の適用期間については、4月25日から5月11日までの17日間となっており、そのほとんどがGWと重なっていることから、児童生徒が学校へ登校する日が少ない状況にあります。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、不安を感じておられることと思いますが、こうした状況や府立学校の校内活動で生徒が感染していない現状等を総合的に判断し、現時点においては、学校の一斉休業は行わないことといたしましたので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

今後、学校の児童生徒や教員の感染が拡大したり、地域でクラスターが発生するなど、子どもへの感染リスクの高まりが懸念される場合には、一斉休業を含め、速やかな対応を行ってまいります。

(保護者の皆様へ)

各ご家庭におきましても、感染防止の取組とともに、お子さまたちの心身の健康状態を見守り、学習や生活習慣の維持にご協力をいただきますよう、お願いいたします。

お子さまたちの心身の状況などで不安なことがある場合には、カウンセリングなど必要な対応を行いますので、遠慮なく学校に相談いただきますようお願いいたします。

また、感染者や濃厚接触者、医療従事者またその家族等に対する偏見、差別、いじめ、SNS等による誹謗中傷等は絶対に行わないよう、ご家庭におきましてもご注意くださいようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症が一日も早く収束を迎え、平穏な学校生活が戻ることを何よりも願い、京都府教育委員会においては、小・中学校を所管する市町(組合)教育委員会とも十分に連携を図りながら、様々な状況の変化に柔軟に対応し、安全性の確保とお子さまたちの学びの保障や心身の健康に向けた取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【2021.4.13 更新】

令和3年4月13日

保護者様

京都府立大江高等学校

校長松田潔

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染者急増を受け、京都府内において令和3年4月12日(月)から「ま

ん延防止等重点措置」が適用されました。

つきましては、本校においても、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、下記のとおり対応します。御家庭におかれましても、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校教育活動の制限

学校教育活動について、当分の間、次のとおり制限する。

(1) 感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち、次に挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は可能な限り感染症対策を行った上で、「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っただけの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施する。なお、保健体育においては、生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動等は避ける。

(2) 宿泊を伴う教育活動

授業、特別活動、部活動のいずれの場合であっても、宿泊を伴う教育活動は実施しない。

(3) 部活動

参加者は自校生徒のみ、活動場所は原則校内のみとする。活動時間は平日・休日ともに2時間以内とし、宿泊は禁止。公式大会・発表会等への参加は、主催者が指示する感染予防対策を確認の上、参加を認める。

また、飛沫感染や接触感染のリスクを伴う活動は禁止する。特に、組み合わせることが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、室内で生徒が近距離で行う合唱、管楽器演奏は禁止とする。

活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染予防についても徹底する。

(4) その他の活動について

ア校外での教育活動（野外活動、遠足、新入生セミナーなど）は実施しない。ただし、教科・科目に係る活動で、感染リスクが極めて低いと判断できる場合は、実施を可とする場合がある。
※今月に予定していた遠足は延期とします。

イ学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避する。

ウ学校外の者が参加する場合は、参加者の人数や範囲等に制限を設けること。ただし、他校生との交流は行わない。

2 感染防止対策の更なる徹底

(1) 生徒への指導及び家庭への協力依頼

ア基本的感染防止対策の徹底

3 密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)を繰り返し指導し、徹底する。

イ健康観察

毎日検温を含む登校前の健康観察を改めて徹底する。

ウ体調不良時や家族が陽性の場合

体調不良等の症状が見られる場合は、無理に登校させないことを徹底する。また、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、登校を控える。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとる。

エ食事等の飲食の場面

生徒が昼食等の食事をする際には、食事の前後の手洗いを繰り返し徹底すること。

食事の際には、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える。

また、食事後は速やかにマスクを着用させる。

オ学校外における行動

不要不急の外出や、マスクをはずした状態での人との接触等は控えること。特に、交通機関利用時のマスクの着用や会話を控える。

(2) 教室における注意点

机と机との距離は、可能な限り間隔を空ける。また、気候上可能な限り、常時換気に努める。

(3) 登下校

下校途中等に、生徒同士で飲食をしないよう指導を徹底する。

(4) 生徒及び御家族の感染等が判明した場合

生徒等の感染等が判明した場合は、又は同居の家族の感染等が判明した場合、速やかに学校に連絡する。

※平日の午後5時以降及び土・日・祝日等、学校代表電話は留守番電話対応となっております

ので、確認が後日となり即時対応ができません。つきましては、留守番電話への録音と併せて学校代表メールアドレスを通じて連絡してください。

学校代表メールアドレス ooe-hs@kyoto-be.ne.jp

(5) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合は、ホームページ・お知らせメール・スタディサプリを活用する。

3 人権上の配慮について

(1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底する。

(2) 生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、適切に対応する。

4 教職員の勤務等について

緊急事態宣言下においては、引き続き、教職員の職場における感染防止の取組を更に徹底する。

なお、府民に対し要請されている不要不急の外出自粛（特に 20 時以降の徹底した不要不急の外出

自粛）について教職員に徹底するとともに、夜間定時制を除き、勤務の原則 20 時以降の抑制に向けて

取り組む。

【2021.1.15 更新】

令和 3 年 1 月 15 日

保護者様

京都府立大江高等学校

校長永井正樹

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた

対応について

京都府における新型コロナウイルス感染症の感染者急増を受け、令和 3 年 1 月 13 日（水）に新型

インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

つきましては、本校においても、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、下記のとおり対応します。御家庭におかれましても、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校教育活動の制限

緊急事態宣言期間中の学校教育活動については、次のとおり制限する。

(1) 感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち、次に挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は一時的に停止する。

長時間、近距離で対面形式となるグループワークやペアワーク、実験や観察、合唱・管楽器演奏、調理実習、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動等

(2) 宿泊を伴う教育活動

授業、特別活動、部活動のいずれの場合であっても、宿泊を伴う教育活動は実施しない。

(3) 部活動

参加者は自校生徒のみ、活動場所は原則校内のみとする。活動時間は平日・休日ともに 2 時間以内とし、宿泊は禁止。公式大会・発表会等への参加は、全国大会・近畿大会及びそれらに繋がる府内大会のみ参加を認める。

また、飛沫感染や接触感染のリスクを伴う活動は禁止する。特に、組み合わせることが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、室内で生徒が近距離で行う合唱、管楽器演奏は禁止とする。

活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染予防についても徹底する。

(4)その他の活動について

ア部活動以外の教育活動における学年間の交流等はできるだけ避ける。また、地域の小中学校等との交流等は、ICTの活用などを検討し、直接の接触を避ける。

イ学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避する。

ウ校外での活動は、実施の必要性を十分検討し、実施する場合は、移動時も含めて3密を回避し、不特定多数の人と接触しない活動とすること。学校外の者が参加する場合は、参加者の人数や範囲等に制限を設けること。

【2020.12.23 更新】

令和2年12月23日

保護者様

京都府立大江高等学校

校長永井正樹

府立学校における冬季休業期間中の業務休止日について

師走の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は本校の教育に対して御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、府立学校において冬季休業期間中に統一して実施する「業務休止日」が下記の期間となります。この期間中は、原則として、学校の教育活動及び事務室業務を休止いたします。

つきましては、保護者の皆様方には事情を御賢察いただき、御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

12月28日から1月4日（祝日、年末年始の休日、土曜、日曜日を含む連続8日）

【2020.12.23 更新】

令和2年12月23日

保護者様

京都府立大江高等学校

校長永井正樹

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応等について

平素は本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止については、御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、間もなく冬季休業期間となりますが、新規陽性者数の状況等を踏まえ、今後も継続した感染症予防対策の徹底が必要となります。

つきましては、冬季休業期間においても、下記のとおり対応いただきますよう、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 御家庭で御協力いただきたい内容について

(1) 生徒の皆さんへ

○冬季休業期間でも、生活リズムを整えて、健康的に過ごしましょう。

○部活動等で学校に登校する時は、朝（登校前）の検温と健康観察をお願いします。発熱、

咳等の風邪症状及び体調不良等がある場合は、決して無理をせず、自宅で休養してください。

○不要不急の外出はできるだけ避けるようにしてください。

○外出する時は、【密閉・密集・密接】を避け、マスクを着用するとともに、こまめに手洗いをしましょう。

○公共交通機関利用の際は、会話を控える等「新しい生活様式」を踏まえて行動してください。

○感染者や濃厚接触者及び医療従事者等が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷の対象にならぬ

よう、十分配慮・注意するとともに不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をしてください。

(2)保護者の皆様へ

○御家庭でも「学校の新しい生活様式」を踏まえた感染症対策及び人権侵害につながるこ

とのないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

○お子様が学校に登校するなど外出する場合は、健康観察をしていただき、風邪等の症状

がある場合は決して無理をせず、自宅で休養させてください。

○冬季休業期間であっても、新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合（※）は、

本校に御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

※PCR検査等結果が判明した場合はもちろんですが、本人が濃厚接触者と判明した場合、本人・家族がPCR検査等を受検する場合においても、必ず御報告をいただきますようよろしくお願いいたします。

2 その他

(1)発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）または

夜間や医療機関の休診、かかりつけ医がいない方は、専用窓口 [きょうと新型コロナ医療相

談センター：(京都府・京都市共通) 電話 075 - 414 - 5487] へ御相談いただき、指示に従っ

てください。

(2)今後の感染状況等により、予定が変更されることがありますので、本校からの連絡には

十分に御留意ください。ホームページ、スタディサプリ、お知らせメール、電話等を通じて

連絡します。

(3)御不明な点等がございましたら、学校まで連絡してください。

連絡先 0773-56-0033 (学校代表電話)

メール ooe-hs@kyoto-be.ne.jp (学校代表アドレス)

【2020.11.30 更新】令和

2年 11月 30日 保護者様

京都府立大江高等学校校長 永井正樹

新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

平素は本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止については、御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大しています。京都府北部地域の園、小・中学校、高等学校等の教育機関においても園児・児童生徒及び職員の感染が報告されており、新規陽性者数の状況等を踏まえ、今後も継続した感染症予防対策の徹底が必要となります。

当面、感染拡大防止の観点から下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。

記
1 御家庭で御協力いただきたい内容について

(1) お子様在学校に登校するなど外出する場合は、健康観察をしていただき、風邪等の症状がある場合は決して無理をせず、自宅で休養させてください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合（※）は、本校に御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

※PCR検査等結果が判明した場合はもちろんですが、本人が濃厚接触者と判明した場合、本人・家族がPCR検査等を受検する場合においても、必ず御報告をいただきますようよろしくお願いいたします。

2 その他

(1) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）または夜間や医療機関の休診、かかりつけ医がいない方は、専用窓口〔きょうと新型コロナ医療相談センター：（京都府・京都市共通）電話 075 - 414 - 5487〕へ御相談いただき、指示に従ってください。

(2) 御不明な点等がございましたら、学校まで連絡してください。

連絡先 0 7 7 3 - 5 6 - 0 0 3 3（学校代表電話）

【2020.09.17 更新】保護

者様

中高校生向け新型コロナ感染拡大防止啓発動画の配信について

この度、新型コロナ感染症感染拡大防止に向け、京都大学 iPS 細胞研究所の山中伸弥所長から中高生向けのメッセージ動画（YouTube）をいただき、京都府教育委員会のホームページにリンクが掲載されました。

つきましては、保護者の皆様ほか御家庭でも視聴いただき、新型コロナウイルス感染拡大防止について理解を深めていただければと思います。

視聴については下記のリンクをクリックし京都府教育委員会のホームページから視聴してください。併せて、コロナ対応ページについても案内いたします。・府教委トップページ（新着情報欄）

<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/index.html>

・コロナ対応ページ（関連 HP 欄※ページ最下部）

http://www.kyoto-be.ne.jp/soumu/cms/?page_id=848

【2020.08.31 更新】保護者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けた

文部科学大臣メッセージについて

新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて、文部科学大臣からメッセージが発表されました。本日、生徒宛のメッセージを生徒に配付し、保護者のみなさま宛のメッセージをお子様を通じて配付しましたので御覧いただきますよう案内いたします。

配付しましたメッセージは下記から御覧いただけます。

メッセージ（児童生徒・学生宛）メッセージ

（保護者・地域の方宛）参考資料

以上//

【2020.07.31 更新】

保護者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応等について

平素は本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、明日から夏季休業期間となりますが、新規陽性者数の状況等を踏まえ、今後も継続した感染症予防対策の徹底が必要となります。

本日、夏季休業期間における感染拡大防止に係る添付の文書を配付しましたので御確認ください。

コロナ感染防止に係る夏季休業前保護者宛文書（大江高校）

【

2020.06.05 更新】

保護者のみなさまへ

「新しい生活様式」における熱中症予防について

季節が夏に向かい、気候に応じた「新しい生活様式」を考えて行動する必要があることから、添付の文書を生徒に配付し、熱中症の予防について注意を喚起したところです。

「新しい生活様式」では、マスクが、感染拡大を防止【ウイルスを含む飛沫の拡散を抑制】する効果が高いことから着用するように求めています。しかしながら、マスクの着用が、高温・多湿等の環境下で

は熱中症に罹患する原因の1つとして考えられることから、その使用に関しては注意が必要です。学校では原則としてマスクを着用することとしますが、別添「新しい生活様式」における熱中症予防について（配付資料）」のとおり指導し、熱中症の予防に努めたいと思います。

保護者のみなさまにおかれましても御一読いただき、お子様の指導に活用していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。「新しい生活様式」における熱中症予防について（配付資料）

【

2020.05.28 更新】

保護者のみなさまへ

放課後活動・部活動の再開について

教育活動の再開から1週間が経過する6月1日から、放課後活動及び部活動を再開します。

ただし、下記の条件付きでの再開であることに御理解をいただきますようお願いいたします。

記

1 活動時間は2時間以内とします。

2 飛沫感染や接触感染のリスクを伴う活動は禁止とします。

3 部活動については、自校の部員のみによる校内での活動とします。その他の活動についても、他校生との交流等がある活動は禁止とします。

その他の感染防止の取組については、通常の教育活動と同様に実施します。

運動部等、体育系の取組については、活動中にマスクを着用する必要はありませんが、密接を避け適正なソーシャル・ディスタンスを確保するなど感染防止に取り組みます。以上、よろしく願いいたします。

【

2020.05.15 更新】

保護者のみなさまへ

教育活動の再開について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組として、府立学校においては臨時休校としておりましたが、来週を移行期間と位置づけ段階的に教育活動を再開することとしました。今後、感染症の拡大防止に向けたこれまでの取組を継続するなど、条件付きでの再開となります。

また、教職員が取り組んで参りました在宅勤務も再開に先立ち今月13日迄とし、

14

日からは通常勤務となり全教職員で再開に向けた準備を行います。

来週以降の日程については以下に示すとおりです。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては日程を変更することもありますので御了解ください。

記

1 再開に係る日程

・ 5月

18日（月）生徒自宅待機

・ 5月

19日（火）登校日（1・2年生）午前中

・ 5月

20日（水）登校日（3年生）午前中

※

当初予定してた登校可能日

・ 5月

21日（木）登校日（1・2年生）午前中

※

当初予定してた登校可能日

・ 5月

22日（金）登校日（3年生）午前中

・ 5月

25日（月）【休業解除】全学年通常登校開始（部活動不可）

・ 6月1日（月）～放課後活動・部活動条件付可

2 感染防止に向けた学校での指導事項（1）不要不急の外出は自粛すること。特に都道府県をまたぐ移動は慎むこと。

（2）正しい手洗いの方法を理解し実践すること。

ハンカチやタオル等の共用は禁止、爪は短く整え清潔な手を心がけること。

（3）「3つの咳エチケット」と「正しいマスクの付け方」を理解し実践すること。

イマスクを付けられない食事中等に咳やくしゃみがでそうな時は

次のようにする。

イゴム紐を耳にかける。

ウ隙間がないように覆う。

<3つの咳エチケット>ア

マスクを付ける。（口・鼻を覆う。）

・ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。

・とっさの時は袖で口・鼻を覆う。

<正しいマスクの付け方>ア

口と鼻の両方を確実に覆う。

（4）新型コロナウイルス感染症を予防するための3つの密を理解し、適切に行動すること。

ア

換気の悪い密閉空間

ウ間近で会話や発声をする密接場面（人と人の間が近い場面）

（空気の入れ換えができない場所、窓のない場所）イ

多数が集まる密集場所（たくさんの人が集まる場所）

※

実技を伴う教科・科目は年間計画の内容を一部変更して実施します。

※

計画されている各種行事についても、方法を変更したり延期・中止とする場合があります。

3

新型コロナウイルス感染症についての正しい理解と行動についての学校での指導事項

(1) 公的機関などがホームページ等で提供する正確な情報を入手し冷静な行動をとること。

(2) SNS で氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。

(3) 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会的機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。

(4) 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。

4 その他

(1) 来週の登校日は授業日です。当日の内容は課題についての整理や解説を行いますので、必ず課題及び教科書等を持参させてください。校時・時間割については

PDF ファイルで確認してください。

(2) 毎朝第1校時の前に健康観察を行います。観察内容の1つとして体温を確認しますので、登校前に自宅で検温をするよう御指導ください。

(3) 風邪様の症状がある場合は、発熱の継続等にかかわらず保健所等に連絡し、専門機関の指示に従って行動してください。また、その場合は学校にも連絡してください。

※

5/18 (月) ~

5/22 (金) の時間割と校時表を掲載しました。

時間割校時表

【

2020.05.01 更新】

保護者のみなさまへ

京都府立大江高等学校

校長永井正樹

令和2年度両丹高等学校総合体育大会の中止について日頃は本校の部活動に御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、京都府高等学校体育連盟両丹支部は、5月16日(土)に開

催を予定しておりました「令和2年度両丹高等学校総合体育大会」を中止としました。

日々の努力の成果を発表する機会を失った生徒たちの気持ちを考えますと断腸の思いです。機会を設けまして、生徒たちに事情を説明するとともに、これまでの努力を慰労したいと考えています。

今後の指導につきまして、御理解の程、よろしく願いいたします。

【

2020.04.30 更新】

保護者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業の延長について

平素は本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、京都府内の府立学校においては新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休業としておりますが、感染収束の見通しが確実となっていないことに加え、ゴールデンウィーク後の状況を見極める必要もあることから、下記のとおり臨時休業の期間を延長しますのでお知らせいたします。

また、留意事項等を記載しましたので、お子様の御指導につきましてよろしく願いいたします。

記

1 臨時休業の期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月

31日

（日）まで

（今後の感染の状況によっては、さらに休業の期間を延長することがあります。）

2 今後の対応等

(1) 生徒の不要不急の外出は禁止します。

(2) やむを得ず登校する必要がある場合は、事前に学校に連絡し指示を受けてください。

(3) 学校からの連絡は次の方法で行いますので、確実に連絡が取れるよう御協力をお願いいたします。

ア

学校のホームページ

P T Aお知らせメールウ自宅等への電話

（ア・イによる確認ができない場合）

(4) 御家庭におかれましても、手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの基本的な感染症対策を行ってください。

また、毎朝の検温など、健康観察に努めてください。

(5) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、保健所または専用相談窓口（

07

5-414-4726）へ御相談いただくとともに、学校へも連絡してください。

(6) 臨時休業の期間中、部活動は行いません。

3 その他

(1) 登校日の設定について

3年生

5月

12日

（火

）、5月

26日

（火

）

1・2年生

5月

13日

（水

）、5月

27日

（水

）

いずれも8時

40分を登校時刻とします。健康状態の確認及び5月7日

（月

）以降の授業で提出を指示した課題の提出と、新しい課題の配付及び学習コンテンツ等による家庭学習の支援に係る指示を行います。取扱いは授業日とします。

また、3年生については、5月

12日

（火

）の登校日を活用し、府が事業費を負担することとしたグループ

ウェア（スタディサプリ）の登録を行います。既に導入しております1・2年生についても、「到達度テスト」を除く事業費を京都府が負担することとなりましたのでお知らせします。

(2)登校可能日の設定について

希望する生徒に登校可能日を学年別に設定し、健康状態の確認や学習支援を行います。家庭でのデジタルコンテンツの活用が困難な場合、登校日に加えてこの日を活用してください。各学年の登校可能日は以下のとおりとします。

3年生

5月

20日

(水

)

1・2年生

5月

21日

(木

)

いずれも8時

40分を登校時刻としますが、登校を希望する場合は事前に学校に連絡してください。取扱いは授業日ではありません。登校の判断は御家庭でお願いします。

(3)教職員の在宅勤務は休業期間の延長に伴い継続して実施されます。

(4)御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。

(連絡先：0773-56-0033)以上

//

【

2020.04.20 更新

①

】

保護者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業についてすでに報道されておりますように、政府による緊急事態宣言が発出され、京都府北部地域（中丹・丹後通学圏）の府立学校においても新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休業にすることとしました。

下記のとおり臨時休業の措置を行いますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間令和2年4月

21日（火）から令和2年5月6日（水）

（今後の感染の状況によっては、休業の期間を延長することがあります。）

2 今後の対応等

(1)生徒の不要不急の外出は禁止します。

(2)やむを得ず登校する必要がある場合は、事前に学校に連絡し指示を受けてください。

(3)学校からの連絡は次の方法で行いますので、確実に連絡が取れるよう御協力をお願いいたします。

ア

学校のホームページ

P T Aお知らせメールウ自宅等への電話

(ア・イによる確認ができない場合)

(4)御家庭におかれましても、手洗いや咳エチケット(マスクの着用等)などの基本的な感染症対策を行ってください。

(5)発熱が続くなど感染が疑われる場合は、保健所または専用相談窓口

(6)臨時休業の期間中、部活動は行いません。

また、毎朝の検温など、健康観察に努めてください。

(

075-414-4726)へ御相談いただくとともに、学校へも連絡してください。

3 その他

(1)希望する生徒に登校可能日を学年別に設定し、健康状態の確認や学習状況の確認をおこないます。各学年の登校可能日は、1・2年生が4月

27日

(月

)、3年生が4月

28日

(火

)とし、いずれも8時

40分を登校時刻として、1時間程度の確認・指導時間として設定します。(登校の判断は御家庭でお願いします。授業日ではありませんので出欠席の取り扱いはありません。また、成績に関する資料とすることはありません。)

(2)課題の提出は、教育活動の再開日【5月7日(木)予定】以降の最初に行われる授業とします。

(3)御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。

(連絡先:

0773-56-0033)

以上

//

【

2020.04.20 更新

②

】

保護者のみなさまへ

教職員の在宅勤務について府内全域での府立学校の臨時休業期間に合わせ、感染拡大防止及び学校の教育活動維持のため、4月

23日(木)から5月6日(水)までの期間において、教職員の在宅勤務を実施いたします。

本校におきましては、教職員を2つのグループに分け、交代で勤務することにより、5割程度の教職員の勤務を削減します。このため、学校に御

連絡いただいた折、担当の教職員が在宅勤務中の場合があり、その場で対応ができないことがございますが、出勤している教職員が用件をうかがい、必要に応じて担当の教職員と相談の上、折り返し連絡させていただきます。

御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。

以上

//

【

2020.04.17 更新】保護者の皆様へ

臨時休業について

京都府教育委員会は、国の緊急事態宣言の発出に伴う知事からの府立学校に係る臨時休業の要請に基づき、京都府北部（中丹・丹後通学圏）の府立学校も4月21日

（火）から5月6日（水）まで臨時休業としました。

本校では、4月

20日（月）第6校時を特設ロングホームルームとし、休業期間中の取組等について連絡します。

つきましては、次の点に留意させてください。

1 登校時刻は定刻（8時

40分）です。

2 すべての私物を持ち帰ることができる大きめの鞆（袋）を持参してください。

3 明日からの週休日については、感染拡大防止のため不要不急の外出は控え

せてください。

よろしく願いいたします。

以上

//

【

2020.04.08 更新】

2・

3年生生徒・保護者のみなさまへ

教育活動の再開にあたって

②

学校での教育活動を再開するにあたり、始業前の健康観察、手洗いや咳エチケットの指導、教室の換気等の予防対策を講じ、コロナウイルス感染症の予防に努めて参ります。生徒及び保護者の皆様におかれましても御協力いただきますようお願いいたします。本日、配付しました文書に記載の内容を以下にまとめておりますが、詳細は文書で確認してください。

1 登校前には家庭で必ず体温を測定して、発熱や咳等、風邪症状がある場合には自宅で療養してください。

※欠席の場合は、必ず学校に連絡をして症状等の報告をお願いします。

風邪症

状での欠席は出席停止扱いとなります。

2 学校で発熱等、風邪症状がみられた場合は、保護者（緊急連絡先）に連絡

をします。

お子様の安全確保と公共の交通機関の利用を避けるために、原則迎えの依頼をしますので、やかに早退ができるように御協力をお願いします。

3 マスクの着用は必ずしも必要ありませんが、近距離での会話等ではマスクの着用が推奨されています。手作りマスクを活用する等、御家庭で準備をお願いします。

文部科学省の

HPでは、ハンカチとゴムで縫わずに作成できる手作りマスクの作り方が公開されていますので、参考にしてください。

4 感染防止のため、「密集・密閉・密接」を避け、手洗い・咳エチケットの励行、

規則正しい生活等に気をつけてください。

以上

//

【

2020.04.07 更新】

本校は、感染症対策を徹底した上で、学校教育活動を予定どおり実施いたします。つきましては、引き続き本校の教育活動に御理解と御協力をお願いします。

【当面の日程】

4月

8日（水）

始業式

※

新2・3年生：登校日

4月

9日（木）

入学式

※

新2・3年生：休業日（部活動あり）

4月10日（金）

健康観察・短縮授業・身体計測・各種検診他

4月13日（月）～健康観察・短縮授業

なお、登校前に必ず体温を測定して風邪症状の有無を確認し、発熱や咳等、風邪症状がある場合には自宅で療養してください。（状況によっては保健所に連絡し指示を受ける）

【

2020.04.06 更新】

大江高等学校入学予定者・保護者のみなさまへ

入学式の実施について教育活動が再開されることとなり、入学式【4月9日（木）】を案内のとおり実施いたします。

実施にあたっては、各種の予防対策を講じ、新型コロナウイルス感染症の予防に努めて参ります。来校にあたりましては御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

入学式当日、登校前に必ず体温を測定して風邪症状の有無を確認し、発熱や咳等、風邪症状がある場合には自宅で療養してください。（状況によっては保健所に連絡し指示を受ける。）

※

欠席は出席停止扱いとなります。

【

2020.04.06 更新】

1・2年生生徒・保護者のみなさまへ

教育活動の再開にあたって

①

教育活動の再開【4月8日（水）始業式】にあたり、各種の予防対策を講じ、新型コロナウイルス感染症の予防に努めて参ります。生徒及び保護者の皆様におかれましても御協力いただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、始業式当日に文書を配付します。

また、ホームページ等でも内容を案内しますので御確認ください。

始業式当日、登校前に必ず体温を測定して風邪症状の有無を確認し、発熱や咳等、風邪症状がある場合には自宅で療養してください。（状況によっては保健所に連絡し指示を受ける。）

※

毎朝健康観察を実施し、担任等が体温を確認します。

※

欠席の場合は、必ず学校に連絡をして症状等の報告をお願いします。

風邪症状での欠席は出席停止扱いとなります。

マスクの着用は必ずしも必要ありませんが、近距離での会話等ではマスクの着用が推奨されています。手作りマスクを活用する等、御家庭で準備をお願いします。文部科学省の

HP では、ハンカチとゴムで縫わずに作成できる手作りマスクの作り方が公開されていますので、参考にしてください。

以上

//

【

2020.03.25 更新】

1・2年生生徒・保護者のみなさまへ

学校の教育活動の再開等について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業について、昨日、文部科学省から教育活動の再開に向けたガイドラインが示されました。これを受け、本校における教育活動については以下のとおり対応いたします。

1 新学期からの教育活動の再開について感染症対策を徹底し、4月8日

(水)から教育活動を再開します。登校後は、感染拡大のリスクを高める3つの条件を回避するための指導に従ってください。

なお、発熱等の風邪症状がある場合

は、学校に連絡し指示を受けてください。(原則として登校は控えることとしています。)

※

3つの条件

①密

閉空間

②人

の密集

③近

距離での会

話や発声等

2 春季休

業期間中の

部活動の条

件付き再開

について新

学期からの

再開

に向け、京都府教育委員会が示す留意事項を厳守した上、本日3月

25日(水)か

ら条件付きで再開してもよいこととなりました。については、活動開始日・留意事項等は顧問から部活動毎に連絡しますので、指導に従い参加するようにしてください。

3 教科書販売及び通知表等の配付についてすでに文書でお知らせしております

す、教科書販売及び通知表等の配付については予定どおり実施します。登校時刻や持参物等、内容を確認した上で登校してください。

以上

//

【

2020.03.18 更新】

1・2年生生徒・保護者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の部活動等について文部科学省から、新型コロナウイルスの感染者数は一時的な増減こそあれ、当面、増加傾向が続くと予想され、依然として警戒を緩めることはできないことから、春季休業期間に入っても、当面の間、これまでと同様に、国として、新型コロナウイルス感染症対策を求める通知がありました。

上記の内容を踏まえ、府立学校において臨時休業期間中に禁止していた部活動や補習については、春季休業期間中（3／

20～4／7）についても禁止措置を継続することとなりましたのでお知らせします。

なお、どうしても登校する必要がある場合は、事前に学校に連絡して指示を受けるようにしてください。

新学期の予定（始業式等）については別途連絡いたします。春季休業中については、既に送付しました「春休みの生活心得」の内容と次の点に留意して生活してください

。

◆文部科学省

が開設してい

る

「臨時休業期間

における学習支

援コンテンツポ

ー

ータルサイト（子供の学び応援サイト）」等を活用し、幅広く学習する時間を確保してください。

◆咳エチケット

や手洗いな

どの基本的な

感染症対策を

徹底

してください

。

◆風邪症状

がある場合

には外出を

控え、やむ

を得ず外出

する場合には

は

、マスクを着用するようにし

てください。

◆集団感染

の共通

点は、

特に

、

「換

気が

悪く

」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であるため、そのような場を避けるようにしてください。

以上

//

【

2020.03.17 更新】

1・2年生生徒・保護者のみなさまへ

令和2年度教科書販売及び通知表等の配付について

3 /

27（金）、教科書販売及び通知表等の配付を実施します。内容については文書を送付しましたので御確認ください。

よろしくお願ひいたします。

以上

//

【

2020.03.16 更新】

大江高等学校入学予定者・保護者のみなさまへ入学予定者説明会（3 / 18）は新

型コロナウイルスへの感染に配慮しながら実施いたします。

なお、当日発熱などの症状がある場合は無理な出席は控えていただき、学校へ連絡してください。

また、感染拡大の防止の観点からマスクの着用について御配慮ください。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

以上

//

【

2020.03.11 更新】

1・2年生生徒・保護者のみなさまへ新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業の延長に伴う

教育活動の変更について

京都府教育委員会が府内の感染状況を鑑み、3月

13日（金）までとしていた臨時休業期間を3月

19日（木）まで延長したこと、及び、地元での感染が確認されたことにより、本校の教育計画を次のとおり変更いたします。

◆3月

16日

（月

）か

ら

3月

19日

（木）に予

定されていた

学年末考

査を中止す

る

。

◆3月

27日

（金）に

実施予定

の終業式
を
中止する

。
通知表他の
配布物につ
いては
郵送する。

これにともない、補充授業等を実施することがあります。担当から連絡がありますので、指定された日時に登校してください。

また、3月

27日（金）に計画しておりました教科書販売は実施します。詳細は後日お知らせいたします。

なお、生徒・御家族のみなさんは、日常的な咳エチケット及び手洗いの励行に努め、感染拡大の防止に配慮してください。

以上

//

【

2020.03.09 更新】

1・2年生生徒・保護者のみなさまへ
学年末考査の日程等について

1 3月

16日（月）～

19日（木）に計画しております学年末考査の時間割をお知らせします。左のメニューにあります【学校の様子】をクリックしていただくと時間割表が表示されますので確認してください。

2 閉鎖空間での感染の拡大が報道されています。新型コロナウイルスに係る情報については様々なメディアで報道されていますが、正しい情報に基づき的確な

行動を心がけてください。

なお、引き続き不要不急の外出を控えていただくようお願いいたします。

以上

//

【

2020.03.04 更新】

1・2年生生徒・保護者のみなさまへ
新型コロナウイルス感染拡大防止に係る今後の行事日程等について

1 臨時休業期間が連絡どおり

3月

13日（金）で終了する場合は、その後の行事日程は以下のとおりとします。

◆ 3

月

16日

（月

）～

19日

（木）学年

末考査
（始業
は定刻
どおり
）

※

考査時間割は1週間前に連絡します。生徒のみなさんは考査に向けてしっかりと学習をしておいてください。

◆ 3

月
23日
（月
）～
26日
（木
）

休業

◆ 3

月
27日
（金）
終業式
（始業
は定刻
どおり
）

◆ 3

月
28日
（土
）～

春季休業

※

4月1日以降の行事日程は後日連絡します。

2 文部科学省「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト
（子供

の学び応援サイト）」開設について

文部科学省は臨時休業期間中の児童生徒の学習の支援方
策の一つとして、

「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（子供の学び応援サイ
ト）」を開設しました。

これは、公的機関等が作成した児童生徒及び保護者等が自宅等で活用
できる教材や動画等を紹介するものです。今後、随時更新されます。

サイトの

URLは、下記の通りです。ぜひ、活用していただくようお知らせします。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

3 その他

閉鎖空間での感染の拡大が報道されています。不要不急の外出を控えることを含
め対応をお願いします。

以上

//

【

2020.03.0214:10 更新】

1・2年生の保護者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、京都府立学校におきましては令和2年3月3日（火）から3月

13日（金）の期間を臨時休業とすることとしました。

つきましては、下記のとおり行事の変更や連絡がありますのでお知らせします。

記

1 臨時休業の期間

令和2年3月3日（火）から令和2年3月

13日

（金）

（今後の感染の状況によっては、休業の期間を延長することがあります。）

2 今後の対応等

(1) 生徒の不要不急の外出は避けてください。

(2) やむを得ず登校する必要がある場合は、事前に学校へ御連絡ください。

(3) 学校からの連絡は次の方法で行いますので、確実に連絡が取れるよう御協力をお願いいたします。

ア

学校のホームページ

P T Aお知らせメール

自宅等への電話（ア・イによる確認ができない場合）

(4) 御家庭におかれましても、手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの基本的な感染症対策を行ってください。

また、毎朝の検温など、健康観察に努めてください。

(5) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、保健所または専用相談窓口（

075-41

4-4726）へ御相談いただくとともに、学校へも連絡してください。

(6) 臨時休業の期間中、部活動は行いません。

3 その他

(1) 学年末考査の実施については、令和2年3月

16日（月）、

17日（火）、

18日

（水）、

19日（木）の4日間を予定しています。考査時間割については改め

て編

成し、3月9日（月）に学校のホームページ等を通じて連絡します。（お

知らせメールは文字がずれる場合がありますので時間割に限り配信はありません。

）課題への取組及び考査に向けた準備を御指導ください。

(2) 学年末考査以外の取組で、補充等の個別指導が必要な場合は連絡します。この場合に限り、臨時休業中であっても登校させることがありますので御了解ください。

(3) 令和2年3月

12日（木）に予定していました教科書販売は延期とし、別途販

売日時等を連絡します。

(4)御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。

(連絡先：0773-56-0033)

以上

//

【

2020.02.2816:00 更新】

1・2年生の保護者の皆様へさて、すでに報道されておりますように、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、すべての学校を一定期間臨時休業にするよう政府から要請があり、京都府立学校についても京都府教育委員会から指示がありました。

つきましては、3/2(月)は登校するものとし、内容は下記のとおりとなりますので、お

子様にお知らせいただくとともに御了解ください。

1 登校時刻は定刻(8時

40分)です。

2 内容はLHRでの今後の臨時休業【令和2年3月3日(火)から令和2年

3月

13日(金)】に係る連絡のみとします。昼食の準備は不用です。

※

保護者あて文書を配付し、同じ内容をホームページに掲載するとともに、お知らせメールでも配信いたします。

3 すべての私物を持ち帰ることができる大きめの鞆(袋)を持参してください。

また、各教科からの課題も配付します。

4 感染拡大防止のため、本日を含め不要不急の外出は控えてください。

以上

//